

共通業務

保税蔵置場での主な搬出入業務一覧

	業務 区分	業務 コード	許可状況等	搬出入時の 貨物情報の有無	取消業務	備考欄
輸出 搬出入業務	搬入	BIC	・輸出未許可貨物 (特定輸出申告済貨物等含む) ・未通関積戻貨物	有り	取消不可	搬入後の貨物情報訂正業務:BIF
		BID	輸出許可貨物			
		BIE		無し	BIX	
	搬出	BOC	輸出許可貨物	有り	BOC (処理区分:取消)	
		VAN VAE	・輸出未許可貨物 (特定輸出申告済貨物等含む) ・未通関積戻貨物 ・輸出許可貨物		VAC	VAN・VAE後の訂正業務:VAD
	輸入 搬出入業務	搬入	BIA	保税運送貨物等	有り	取消不可
BIB			無し		BIX	
搬出		BOA	保税運送貨物等	有り	BOA (処理区分:取消)	

保税蔵置場での取扱業務一覧



	業務コード	取消業務		保税蔵置場での確認業務		対象貨物
		業務コード	期間	業務コード	期間	
内容点検	SHN	SHC	登録日含め 3日間	CHI	登録日含め 3日間 ※CHIの登録を行わなくても 後続業務には影響ありません。	輸出入貨物 (積戻貨物含む)
改装・仕分け	SHS					
仕合せ	CHU					輸出貨物 (積戻貨物含む)
取扱許可申請	CHD		許可前			輸出入貨物 (積戻貨物含む)
見本持出許可申請	MHA	MHC	許可前	MHO	持出期間終了日含め 7日間(日曜・祝日除く)	

蔵置中の保税貨物に行う各種業務一覧

SHN 貨物取扱登録 (内容点検)	保税地域等に蔵置されている貨物について、関税法第40条第1項に基づく「内容点検」「その他の手入れ」を行う場合に、本業務により必要事項を登録します。
SHS 貨物取扱登録 (改装・仕分け)	保税地域等に蔵置されている貨物について、関税法第40条第1項に基づく「改装」「仕分け」を行う場合に、本業務により必要事項を登録します。
CHU 貨物取扱登録 (仕合せ)	保税地域等に蔵置されている輸出貨物(積戻貨物を含む)について、複数の輸出管理番号単位の貨物を1つの輸出管理番号単位の貨物に仕合せする場合は、本業務により必要事項を登録します。これにより取扱場所へ貨物取扱情報が通知されます。本業務を行った場合は、以降の業務は仕合せした単位で行うこととなります。
CHD 貨物取扱登録 (許可申請)	保税地域等に蔵置されている貨物について、関税法第40条第2項に基づく「見本の展示」「簡単な加工」及び「その他これらに類する行為」を行う場合は、本業務により税関に対し許可申請を行います。 システムは申請を「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定します。「簡易審査扱い」に選定された申請は即時に許可となり、「書類審査扱い」に選定された申請は、税関が行うCHE(貨物取扱許可申請審)業務により許可となります。
CHJ 貨物情報仕分	システム参加保税地域等に蔵置されているコンテナ詰め輸入貨物について、B/L番号単位と異なる単位で輸入申告等を行うため、貨物情報を複数の情報に仕分けする場合は本業務により必要事項を登録します。 「通常情報仕分け」「先行到着分情報仕分け」「分散蔵置情報仕分け」の3種類の情報仕分けが可能です。 本業務を行った場合は、以降の業務は仕分けた単位で行うこととなります。 情報仕分けをした旨を取り消す場合も本業務で行います。

蔵置中の保税貨物に行う各種業務一覧



SHC 貨物取扱取消	SHN業務、SHS業務、CHU業務、CHD業務を取り消す場合は、本業務によりその旨を登録します。
CHI 貨物取扱結果通知	保税地域等は、SHN業務、SHS業務、CHU業務、CHD業務で登録された取扱いについて、取扱いが終了した旨を通知します。 当該通知を取り消す場合も本業務で行います。 本業務は貨物取扱登録または貨物取扱許可申請を行った利用者への通知が必要な場合のみ入力を行います。

取扱業務は、CHI業務を除き、保税地域等(業種:保税蔵置場・CY)以外に通関・海貨・NVOCC業種でも実施可能です。

MHA 見本持出許可申請	貨物情報が登録されている貨物を見本として一部持ち出す場合に申請する業務です。 関税法基本通達32-3に規定する包括許可に係る申請は本業務の対象外であり、マニュアルによる申請を行います。(HYS (汎用申請)業務も可能) 見本持出申請を行った場合、簡易審査扱い(区分1)の場合は即時に、書類審査扱い(区分2)の場合は税関によるMHE(見本持出審査終了)業務により見本持出許可通知情報が配信されます。
MHC 見本持出取消	MHA業務を行った利用者が税関の許可前にあらかじめ税関保税担当部門に申し出た後に行う業務です。 許可後に取り消す場合は、「NACCS登録情報変更願」を税関へ提出し、税関が取消することとなります。
MHO 見本持出確認登録	MHA業務にて許可となった見本が保税地域等から一時持出しされた場合は、蔵置場所の倉主等は、本業務により速やかに一時持出しされた旨の登録を行います。 本業務は任意業務ですが、管理統計資料「G05. 貨物取扱等一覧データ」の一時持出年月日に出力する必要がある場合は、本業務が必要となります。 本業務の取消しは、本業務で行います。

SHN:貨物取扱登録(内容点検)

SHN業務 入力画面

取扱種別*	A (A:内容点検 B:その他の手入れ)		
取扱場所			
取扱開始日時*	2024/02/20	-	14:00
取扱終了日時*	2024/02/22	-	17:00
記事			

01	貨物管理番号	WXYZ1234567890		
	コンテナ番号			
	取扱個数	50	取扱数量	500.000 - KGM

02	貨物管理番号			
	コンテナ番号			
	取扱個数		取扱数量	-

03	貨物管理番号			
	コンテナ番号			
	取扱個数		取扱数量	-

04	貨物管理番号			
	コンテナ番号			

A:「内容の点検」
貨物を開けてその内容品の品質若しくは数量を点検し、またはその機能について簡単な点検を行うこと

B:「その他の手入れ」
貨物の記号、番号の刷換え、さびみがき、油差し、虫干し、風入れ、洗浄及びワックスかけ等

入力者が取扱貨物が蔵置されている
保税蔵置場のときは入力省略可能

1業務で入力可能なB/L番号または輸出管理番号は最大9件

コンテナ詰めされている場合はコンテナ番号を入力

数量単位コード

KGM キログラム
TNE メトリックトン
LBR ポンド
MTQ 立方メートル
FTQ 立方フット
BFT フートボードメジャー(木材)

- ・ 取扱場所に蔵置されている個数以下であること
- ・ 輸出貨物(積戻し貨物含む)でかつコンテナ番号を入力した場合は、コンテナ詰めされている個数以下であること

SHS:貨物取扱登録(改装・仕分け・内取り))

《改装・仕分け・内取りの基礎知識》

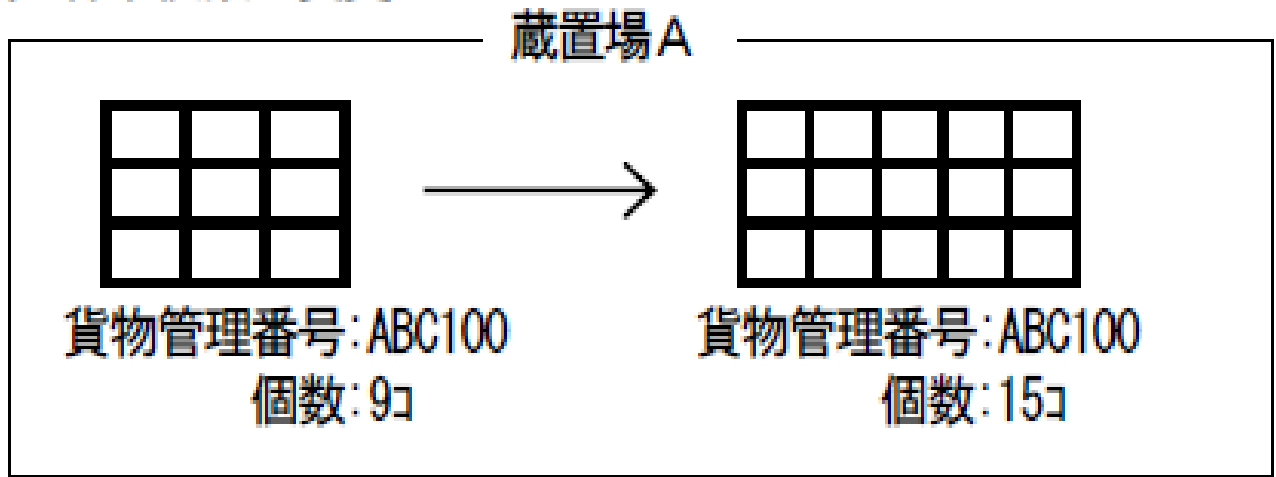
【業務概要】

CYまたは保税蔵置場等に蔵置されている貨物について、関税法第40条第1項にいう「改装」及び「仕分け」を行う場合に登録します。これにより取扱場所へ貨物取扱情報が通知されます。
 また、他所蔵置場所に蔵置されている貨物については、本業務をもって、関税法第36条第2項にいう税関への届出となります。
 なお、「仕分け」を行った場合は、以降の業務は仕分けた単位に行うこととなります。

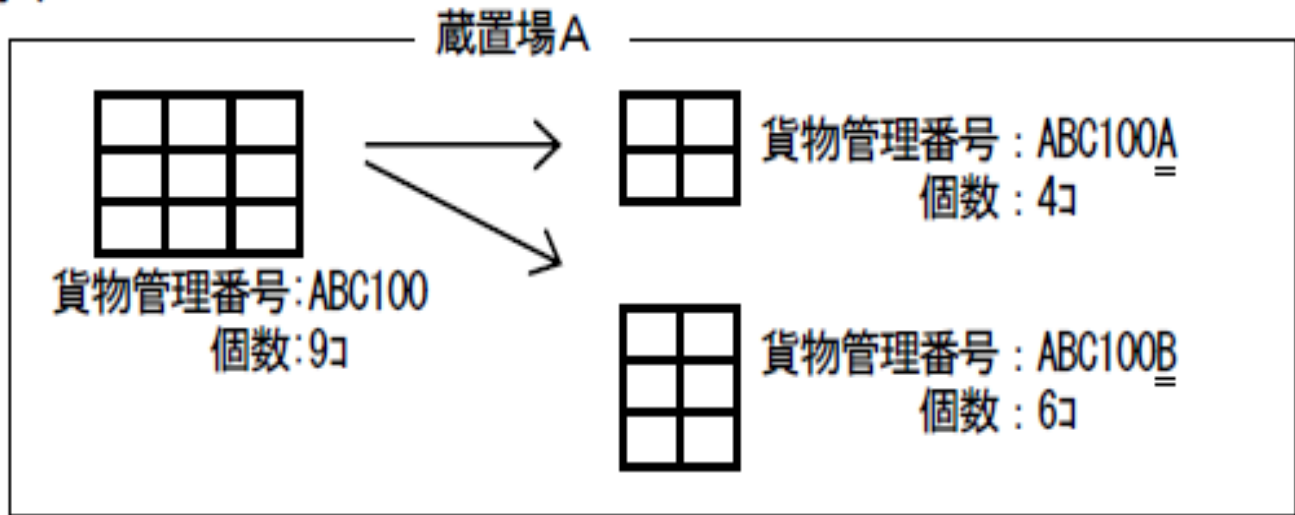
【本業務にて行う機能】

- ①改装に伴う個数、重量、容積及び記号番号の変更
- ②貨物管理番号に係る貨物の仕分け(貨物管理番号の内取り分仕分けを含む)

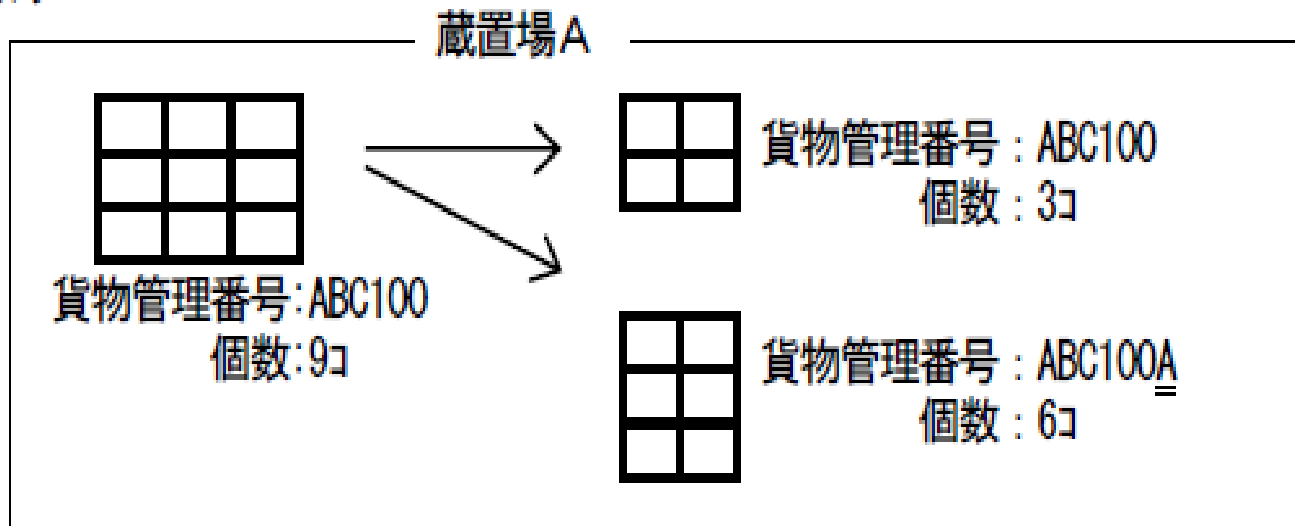
例 1. 改装に伴う個数の変更



例 2. 仕分け



例 3. 内取り



SHS:貨物取扱登録(改装・仕分け・内取り))

SHS業務 入力画面(共通部)

共通部

繰返部

許可申請番号

仕分数

(改装: 1 仕分け: 2~20 内取り: 0)

取扱場所

取扱開始日時*

取扱終了日時*

仕分前貨物管理番号*

記事

CHD業務を受けた行為(見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたもの)で、「改装」及び「仕分け」を行う場合は、貨物取扱許可申請番号を入力
※ただしシステムで申請した場合のみ

入力者が取扱貨物が蔵置されている保税蔵置場のときは入力省略可能

時刻は、取扱場所を管理する保税業者であれば任意入力
それ以外の通関業者等であれば必須入力

仕分けを行う対象貨物の貨物管理番号を入力

- 仕分け(仕合せ)を実施する度に桁数が増加します。
- 本業務では、仕分数の項目に「内取り:0(ゼロ)」を入力することで内取りの実施が可能です。この場合、内取り元の番号は変わりません。

SHS:貨物取扱登録(改装・仕分け・内取り))

SHS業務 入力画面(繰返部)

共通部

繰返部

1

/20

仕分け後、貨物それぞれの情報を仕分け毎にページを移動して入力

01 仕分け後個数

600 - BG

重量

6000 - KGM

容積

仕分け後品名

VEGETABLE PRODUCTS

仕分け後記号番号

NACCS IN DIA MADE IN U.S.A.

仕分け後危険貨物等

☐

仕分け後コンテナ番号

1		2		3	
6		7		8	
11		12		13	
16		17		18	
21		22		23	
26		27		28	
31		32		33	
36		37		38	
41		42		43	
46		47		48	
51		52		53	

次ページ以降で入力する記号番号が同一内容であれば
右クリックし「行コピー」→「行貼り付け」で入力可能

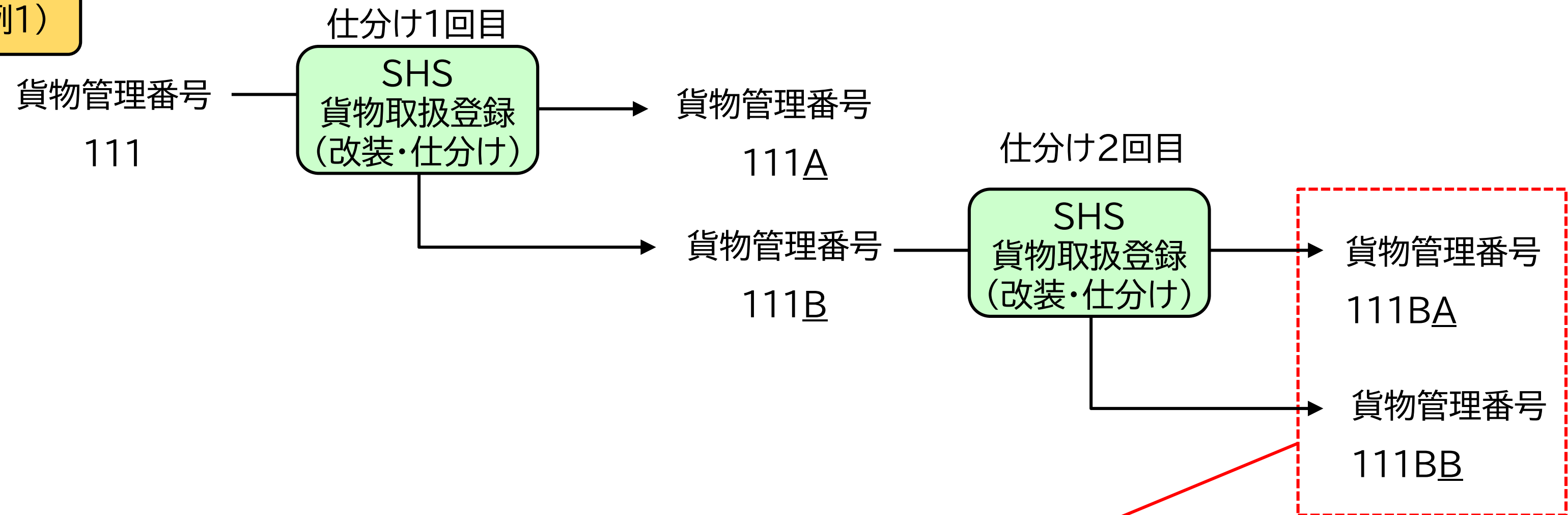
- コンテナ詰め貨物の場合は必須入力
- コンテナ詰め輸出貨物の場合は、仕分けできる最小単位はコンテナ1本ごと

輸出入申告中または輸出許可後貨物を仕分けした場合、申告・許可情報は繰返部の先頭へ入力した貨物情報へ引き継がれます。

SHS:貨物取扱登録(改装・仕分け・内取り))

管理番号枝番の払出し

(例1)



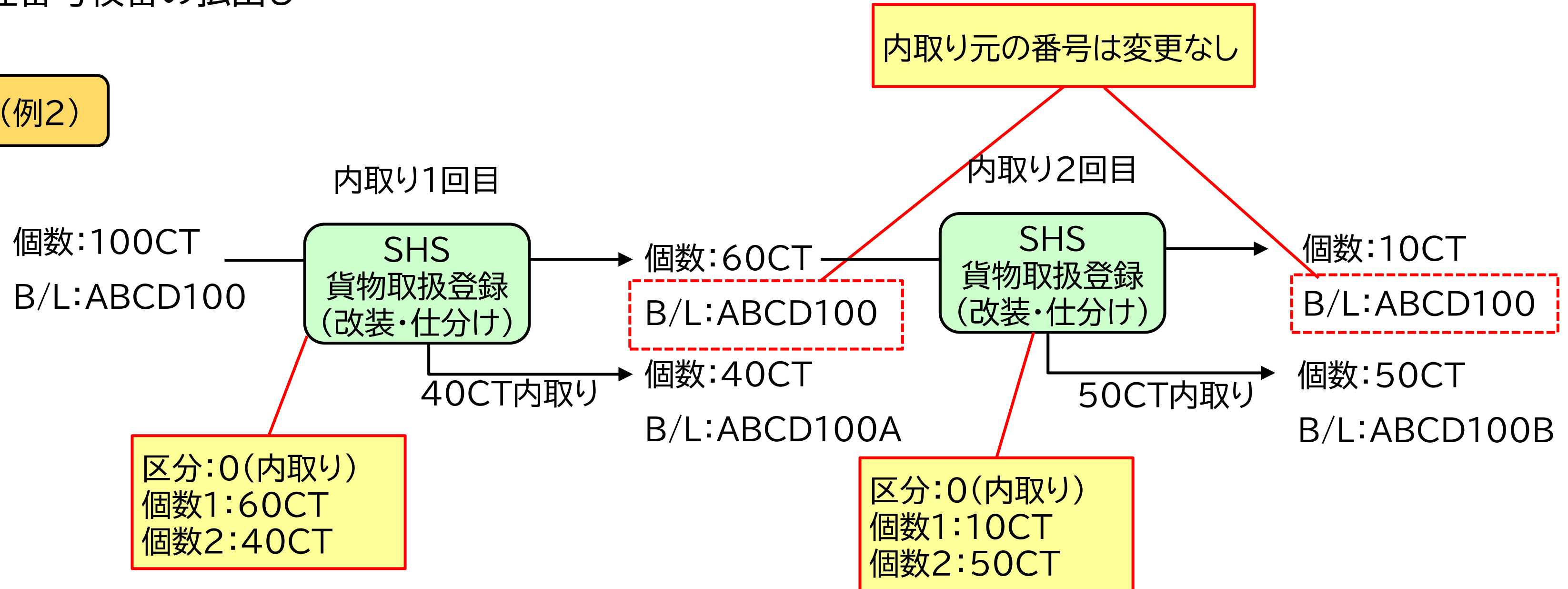
直前の仕分親番号(この場合は111Bが親)に対し取扱枝番を払い出し

- 直前の仕分親番号に対し、AからV、その後AAからVVの順に払い出されます。
- I・O(オー)・W・X・Y・Zは、枝番には使用されません。
- 仕分けを行った以降の業務は枝番が付された仕分け後の貨物管理番号にて行います。

SHS:貨物取扱登録(改装・仕分け・内取り)) 管理番号枝番の払出し

管理番号枝番の払出し

(例2)



- 内取り元の番号は変わりません。
- 内取り分の番号は、直前の仕分親番号に対し、AからV、その後AAからVVの順に払い出されます。
- I・O(オー)・W・X・Y・Zは、枝番には使用されません。

CHU: 貨物取扱登録(仕合せ)

CHU業務 入力画面

入力者が取扱貨物が蔵置されている
保税地域等のときは、入力省略可能

1業務で仕合せ可能な輸出管理番号は
最大9件

取扱開始年月日 ≤ 取扱終了年月日を入力
※保税地域等が登録する場合、時間の入
力省略可能

取扱場所

取扱開始日時※ 2024/02/20 - __:__

取扱終了日時※ 2024/02/20 - __:__

仕合前輸出管理番号

1 0000408761

2 0000408801

3

4

5

6

7

8

9

仕合後個数※ 200 - CT

仕合後重量※ 2000.00 - KGM

仕合後容積

仕合後品名※ FRESH MEAT

仕合後記号番号※

NACCS IN DIA MADE IN JAPAN

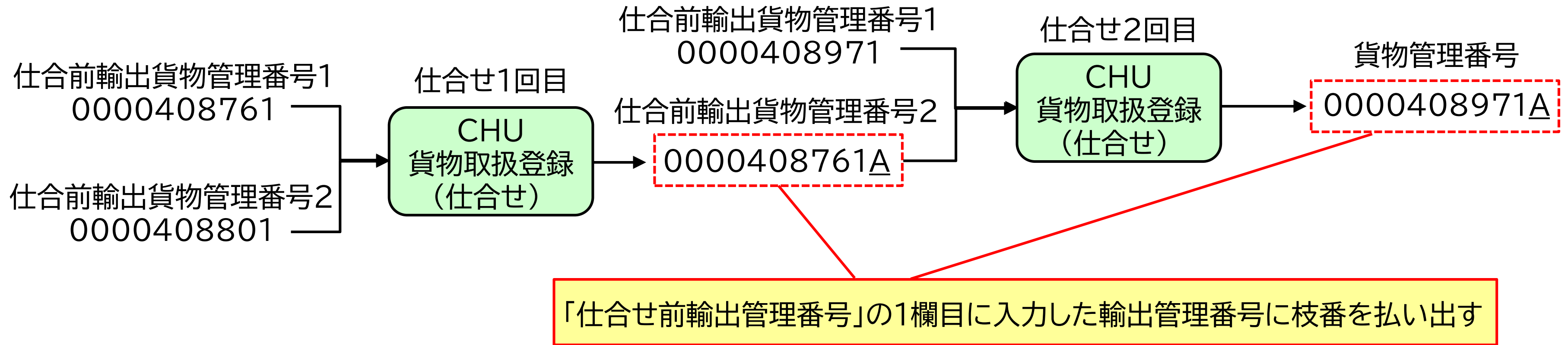
仕合後危険貨物等コード

記事

- 輸出貨物及び積戻貨物のみ実施可能です。輸入貨物の仕合せはできません。税関にご相談ください。
- 全て同一の個数単位、コンテナ詰めされていない貨物、同一の蔵置場所(輸入先)であることが条件です。
- 仕合せ前の貨物個数の総計と仕合せ後の貨物個数が一致しているかのチェックはありません。

CHU:貨物取扱登録(仕合せ)

(例)



- 仕合せを行った以降の業務は、枝番が付与された輸出管理番号にて行います。
- 輸出貨物及び積戻貨物のみ実施可能です。輸入貨物の仕合せはできません。税関にご相談ください。
- 全て同一の個数単位、コンテナ詰めされていない貨物、同一の蔵置場所(輸入先)であることが条件です。
- 仕合せ前の貨物個数の総計と仕合せ後の貨物個数が一致しているかのチェックはありません。

CHD:貨物取扱登録(許可申請)



CHD業務 入力画面

貨物管理番号*	WXYZ1122334455		
申請官署			
取扱種別*	H v		
場所			
開始日時*	2024/02/20	-	09:00
終了日時*	2024/02/21	-	17:00
品目			
品名*	VEGETABLE PRODUCTS		
取扱個数*	600		
数量*	6000.00	-	KGM v
取扱貨物明細*	野菜を洗浄してビニール袋に梱包する。		
コンテナ番号			
記事			

取扱種別	
F	見本の展示
G	簡単な加工(次のいずれかに該当するもの) ① 食料品等の加熱 ② 金属くず又は繊維製品のくず若しくはぼろとして改造用に使用する目的で輸入される貨物のうちに 関税率表上のくず又はぼろとは認められないが商習慣上のくず又はぼろと認められる範囲のものが混入している場合において、これを関税率表上のくず又はぼろとする加工 ③ 糖みつの変性(不可飲食処理)加工
	H 簡単な加工(例示なし)
	J その他これらに類する行為

システム日 ≤ 取扱開始年月日 ≤ 取扱終了年月日

貨物取扱の具体貨物取扱の具体的内容を必須入力
(日本語入力可)

- 見本の展示、簡単な加工等の許可申請を行う業務です。
- 「簡易審査扱い」に選定された申請は、即時に許可となります。
- 「書類審査扱い」に選定された申請は、税関が行うCHE業務により許可となります。

CHJ業務 入力画面

共通部

繰返部

処理区分*

9

(9 : 登録 1 : 取消)

情報仕分区分

Q

(P : 通常 Q : 先行到着分 R : 分散蔵置)

貨物取扱番号

(取消のみ入力)

仕分数

1

(通常 : 2 ~ 20 先行到着分 : 1 分散蔵置 : 2)

仕分前B／L番号

OTH01234567890

記事

- 「通常情報仕分け」の場合は、仕分数を2～20で入力
- 「先行到着分情報仕分け」の場合は入力省略可能（入力時は仕分数を1で入力）
- 「分散蔵置情報仕分け」の場合は入力省略可能（入力時は仕分数を2で入力）

- システム参加保税地域等に蔵置されているコンテナ詰め輸入貨物について、B／L番号単位と異なる単位で輸入申告等を行うため、貨物情報を複数の情報へ仕分けする業務です。
- コンテナ詰めされていない貨物のみの場合は、本業務はできません。
- 情報仕分けをした旨を取り消す場合も本業務(処理区分:1)で行います。
- 取消可能期間は、業務実施日を含む3日間(日曜・祝日除く)です。
- 輸入申告や保税運送等の後続業務が行われている場合は、取消しはできません。

CHJ:貨物情報仕分け



CHJ業務 入力画面(繰返部)

共通部

繰返部

仕分後蔵置場所

1HB00

仕分後個数

500

-

BG

重量

5000.000

-

KGM

容積

-

仕分後品名

FRESH FISH

仕分後記号番号

NACCS IN DIA MADE IN U.S.A.

仕分後危険貨物等

☐

仕分後コンテナ番号

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	
41		42		43		44		45	
46		47		48		49		50	
51		52		53		54		55	
56		57		58		59		60	
61		62		63		64		65	
66		67		68		69		70	
71		72		73		74		75	
76		77		78		79		80	
81		82		83		84		85	

(1)通常情報仕分け
システム参加保税地域等に全量蔵置されている貨物の情報を仕分ける
(例) コンテナ詰め貨物を2つに情報仕分けする

(2)先行到着分情報仕分け
保税運送中の貨物で、先行到着分の貨物の情報を仕分ける
(例) 1B／Lで複数コンテナの貨物をCYから保税蔵置場へ保税運送し、保税蔵置場でコンテナ分の情報仕分けする

(3)分散蔵置情報仕分け
1B／Lで複数コンテナの貨物であって、CYから同一保税地域内運送され分散蔵置後の貨物の情報仕分ける
(例) あるコンテナを同一保税地域内の保税蔵置場へ運送しデバンニング後に情報仕分けする

仕分け等業務可能な貨物について



仕分け等業務可能な貨物

		貨物種別		貨物状態			蔵置場		先行到着	分散蔵置	仕分け前後 数量チェック
		輸入	輸出	コンテナ詰め されている	コンテナ詰め されていない	混在	参加	不参加			
SHS業務		○	○	○	○	○	○	○			
CHJ業務	通常	○		○			○	※1			
	先行到着	○		○		○	○		○		○
	分散蔵置	○		○		○	○		※2	○	

※3

- ※1： 輸出許可等またはSAT業務後の貨物に限る
- ※2： 保税運送貨物または検査搬出貨物に限る
- ※3： 同一保税地域運送貨物(保税運送貨物不可)に限る

仕分け等業務可能な貨物について



留意事項

	SHS業務	CHJ業務
仕分けを行わない改装の可否 ※数量(合計)・荷姿は仕分け登録時に変更可能。 ※先行到着仕分けでは不可	改装のみ:可 「改装」及び「仕分け」:可	改装のみ:不可 「改装」及び「仕分け」:可
管理資料(G05:貨物取扱一覧データ(SBS1700))の計上有無	あり	なし
蔵置場でのCHI業務の可否	可(任意)	不可
登録後の取消業務(登録・許可日含む、日曜・祝日除く3日間)	SHC業務	CHJ業務(処理区分:1)
取消後の枝番処理	枝番払出し後に取消業務を実施し、再度SHS業務・CHJ業務を実施した場合 ①「A100」→仕分け→「A100A」「A100B」 ②取消→「A100」 ③仕分け→「A100C」「A100D」	

SHC:貨物取扱取消

SHC業務 入力画面

貨物取扱番号または
貨物取扱許可申請番号＊

15000076330

記事 取消理由：誤って二重取扱申請をしてしまったため。

取消理由等を入力

- SHN業務、SHS業務、CHU業務で登録された貨物取扱情報、CHD業務で登録された貨物取扱許可申請について取消を行います。
- CHD業務で登録された貨物取扱許可申請を取消する場合は、あらかじめ税関に申出後に行います。
- 取消可能期間は、SHN業務、SHS業務、CHU業務の実施日、CHD業務の貨物取扱許可後より3日間(登録・許可日含む、日曜・祝日除く。)です。
- CHI業務が行われた状態では取消できません。業務取消し後に行います。
- CHD業務の許可後は、税関のみ実施可能です。利用者では取消できません。

CHI:貨物取扱結果通知

CHI業務 入力画面

処理区分＊ (9 : 通知 1 : 取消し)

貨物取扱または
貨物取扱許可申請番号＊

- SHN業務、SHS業務、CHU業務で登録された貨物取扱情報、CHD業務で登録された貨物取扱許可申請について取扱いが終了した旨を通知します。
- **任意業務であり**、登録有無が管理資料(貨物取扱一覧データ)へ反映されることはありません。
- 取消可能な期間は、SHN業務、SHS業務、CHU業務の実施日、CHD業務の貨物取扱許可後より3日間(登録・許可日含む、日曜・祝日除く。)です。CHI業務自体の取消しも同様です。

MHA:見本持出許可申請

MHA業務 入力画面

貨物管理番号*

WXYZ1234567890

申請官署

蔵置場所

持出期間開始日*

2024/02/20

終了日*

2024/02/26

持出先*

食品検査場1

個数

10

-

BG

数量*

100.000

-

KGM

品目

見本品名*

VEGETABLE PRODUCTS

価格*

1000.00

-

USD

持出事由*

FOD

記事

検査のためのサンプルとして。

開始日、終了日は下記の範囲内のみ入力可能
システム入力日≦持出期間開始年月日

NACCS掲示板>NACCS業務仕様・関連資料>
「個数単位(包装種類)コード」参照

NACCS掲示板>NACCS業務仕様・関連資料>「通関用
数量換算単位コード」>NACCS数量単位コード(B列)参照
NACCS数量単位コード(一例)

コード	単位	コード	単位
KG	キログラム	CM	立方メートル
MT	メトリックトン	CF	立方フィート
LB	ポンド	KL	キロリットル

持出事由	
KNP	荷主検品
FOD	他法令該当(食品衛生法)
LAW	他法令該当(食品衛生法以外)
OTH	その他

- 見本持出許可申請を行うと、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定されます。
- 「簡易審査扱い」に選定された申請は、即時に許可となります。
- 「書類審査扱い」に選定された申請は、税関が行うMHE業務により許可となります。

MHC:見本持出取消

MHC業務 入力画面

見本持出許可申請番号＊ 15000076550

MHA業務で付与された見本持出許可申請番号を入力

- MHA業務により登録された内容を取り消す業務です。
- MHA業務の許可前は申請者が、許可後は税関が行います。
- 入力された見本持出許可申請番号に対するMHO業務が行われていると取消しができなくなります。
- MHA業務の内容訂正業務はありませんので、内容訂正の場合は取消し後に再度申請となります。

MHO:見本持出確認登録

MHO業務 入力画面

処理区分※	9	(9 : 一時持出 1 : 一時持出取消し)
見本持出許可申請番号※	15000076550	
一時持出日時	2024/02/20	- 14:00

MHA業務でシステムで付与された見本持出許可申請番号を入力

- 持出年月日(西暦)は必須
- 時間(24時間制)は任意
- 下記のMHA業務による持出許可期間範囲内のみ入力可能
(持出期間開始年月日 ≤ 一時持出年月日 ≤ 持出期間終了年月日)

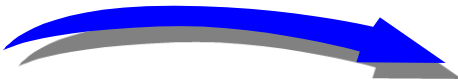
- 取消可能な期間は、実施日含め2日間(日曜・祝日除く)です。
- 保税地域等から一時持出しされた場合は、蔵置場所の倉主等は、本業務により速やかに一時持出しされた旨の登録を行います。
- MHA業務による持出期間終了日の7日後(日曜・祝日除く)に見本持出情報が削除されるため、それ以降は実施できません。

UHN:搬出入業務代行者登録

UHN11業務 入力画面

保税地域コード*

1HB00



「I(追加)」を選択し、代行登録する通関業、海貨業の利用者コードを入力

搬出入業務代行者が実施可能な業務	
BIC	搬入確認登録(輸出未通関)
BID	搬入確認登録(輸出許可済)
BOC	搬出確認登録(輸出許可済)
VAE	バンニング情報登録(輸出管理番号単位)
VAN	バンニング情報登録(コンテナ番号単位)
BIA	搬入確認登録(保税運送貨物)
BIB	システム外搬入確認(輸入貨物)
BOA	搬出確認登録(保税運送貨物)
BOB	搬出確認登録(貨物引取り)

UHN業務 入力画面

保税地域コード*

1HB00

変更前の設定状況

01		02		03	
06		07		08	

変更する内容

01	1ATB0	I	02		03	
06			07		08	

- システム参加保税蔵置場等において、倉主が何らかの事情で搬入確認業務を行えない場合に、緊急避難的措置として倉主があらかじめ、本業務にて登録した利用者(通関業、海貨業)が、電話等で搬入を確認した上で、倉主に代わって搬入業務の入力を行う「代行入力」ができます。
- 通関業者や海貨業者で代行して入力された行為は、倉主の責任で行われた行為となります。
- 代行者は、訂正業務(SAI業務など)は実施できません。倉主自身が訂正業務を行う必要があります。
- 管理統計資料(搬出入データ)に代行者の利用者コードは表示されないため、代行者が実施した業務か否かの区別はできません。